

令和 7 年度
三島市一般廃棄物処理実施計画
(生活排水編)

令和 7 年 4 月
三 島 市

1 目的

本実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の規定に基づき、本市における令和7年度の生活排水の処理に関する事業計画を定めるものである。

2 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 計画区域

三島市全域 62.02 km²

4 し尿・浄化槽汚泥の排出状況 表1のとおり

表1 し尿・浄化槽汚泥排出状況

区分	令和5年度実績(k1)	令和6年度実績(k1)
し尿	288.84	301.21
浄化槽汚泥	12,356.55	12,323.37
合計	12,645.39	12,624.58

5 一般廃棄物の処理主体 表2のとおり

表2 一般廃棄物処理主体

区分	収集運搬	中間処理		最終処分				
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法			
		事業所	三島市衛生プラント	事業所	三島市清掃センター			
し尿	許可業者	三島市	好気性消化処理	三島市	埋立			
		委託	固液分離処理、焼却					
収集運搬許可業者		伊豆総業株式会社 有限会社中央衛生社						
衛生プラント運転管理受託者		伊豆総業株式会社						

6 令和5年度生活排水処理実績

(1) 生活排水処理区別人口 表3(令和7年3月31日現在)、表4(令和6年9月30日現在)のとおり

表3(令和7年3月31日現在) 行政人口104,401人(うち外国人1,652人)

区分		水洗化推進計画区域 (令和6年度末区域)	処理人口 (令和6年度末区域内人口)
水洗化	公共下水道	公共下水道事業計画区域 (公共下水道水洗化区域)	97,051 (83,378)
	合併浄化槽 (個別)	公共下水道事業計画区域外 (個別合併浄化槽水洗化区域)	7,350 (8,230)
	合併浄化槽 (集中)	公共下水道事業計画区域外 (集中合併浄化槽水洗化区域)	0 (2,584)
	小計	水洗化推進計画区域 (水洗化済区域)	104,401 (94,192)
未水洗化	単独浄化槽	(単独浄化槽未水洗化区域)	— (10,061)
	汲み取り	(汲取未水洗化区域)	— (148)
	小計	(未水洗化区域)	— (10,209)
計			104,401 (104,401)

表4(令和6年9月30日現在) 行政人口105,191人(うち外国人1,579人)

月		水洗化推進計画区域 (令和6年9月末区域)	処理人口 (令和6年9月末区域内人口)
水洗化	公共下水道	公共下水道事業計画区域 (公共下水道水洗化区域)	97,758 (83,790)
	合併浄化槽 (個別)	公共下水道事業計画区域外 (個別合併浄化槽水洗化区域)	7,433 (8,360)
	合併浄化槽 (集中)	公共下水道事業計画区域外 (集中合併浄化槽水洗化区域)	0 (2,708)
	小計	水洗化推進計画区域 (水洗化済区域)	105,191 (94,858)
未水洗化	単独浄化槽	(単独浄化槽未水洗化区域)	— (10,176)
	汲み取り	(汲取未水洗化区域)	— (157)
	小計	(未水洗化区域)	— (10,333)
計			105,191 (105,191)

(2) し尿・浄化槽汚泥の計画量

令和7年度の三島市衛生プラントへのし尿・浄化槽汚泥搬入量及び計画人口は、公共下水道への水洗化等を考慮し、概ね令和6年度と同程度と想定できるため、表5のとおりの数量とする。ただし、し尿については、工事等の予測不能な仮設トイレの使用もあり300k1とする。

表5 し尿・浄化槽汚泥の搬入量及び計画人口

区分	令和7年度（予定）	
	汚泥搬入量（k1）	計画人口（人）
し尿	300	200
浄化槽汚泥	12, 400	21, 500
合計	12, 700	21, 700

7 生活排水適正処理推進計画

生活排水の適正な処理を進め、一般廃棄物の削減並びに環境負荷の削減を図るため、以下の施策を推進する。

(1) 公共下水道の推進並びに公共下水道接続の促進

公共下水道事業計画区域に対し、公共下水道の整備を推進する。並びに、公共下水道処理区域内で単独浄化槽あるいは汲み取り便所を使用している世帯の下水道接続を促進する。

(2) 合併浄化槽設置の促進

公共下水道事業計画区域及び集中処理浄化槽の使用区域を除く区域を対象に、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置する者に対し、設置費の一部を助成する。

(3) 下水道接続区域外のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬計画

有限会社中央衛生社及び伊豆総業株式会社の許可業者2社で、一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）を収集・運搬を適正に実施する。

なお、令和7年度の予定数量等は表6のとおりとする。

表6 令和7年度 し尿・浄化槽汚泥の収集運搬予定数量

区分	し尿	浄化槽汚泥
収集主体	許可業者（2社）	
収集・運搬量（k1）	300	12, 400
収集区域	市内全域	
収集回数	定期・隨時	
収集の方法	戸別収集方式	
搬入場所	三島市衛生プラント	

8 し尿処理施設の実施計画

(1) し尿処理施設の適正な維持管理計画

生活排水の安定的処理を確保するため、し尿、浄化槽汚泥に係るし尿処理施設及び最終処分場の各施設を適切に維持管理し、し尿（生し尿、浄化槽汚泥）を適正に処理するものとする。なお、衛生プラントの長寿命化を図るため、平成28年度末に策定した三島市衛生プラント改築基本計画に基づき、整備事業を推進する。

(2) 中間処理計画

三島市衛生プラントの一次処理工程を受入から前処理まで、二次処理工程を前処理後から脱水まで、三次処理工程を脱水後から焼却までとし、計画する。なお、共通事項は、表7のとおりとする。

① 一次処理工程（受入から前処理まで）

搬入されるし尿及び浄化槽汚泥に含まれる衣類・ビニール類等や砂等を除去する工程で、除去された衣類・ビニール類の燃えるものについては、平成30年度までは、三次処理工程の焼却設備で焼却してきたが、平成30年度にその焼却設備を休止したため、前処理しさとして、三島市清掃センターへゴミとして搬出する。

また、汚泥混じりの砂については、前処理汚泥として、汚泥の一般廃棄物処分業許可を有している民間の事業者へ外部委託する。詳細は、表8のとおりとする。

② 二次処理工程（前処理後から脱水まで）

二次処理工程では、し尿については好気性消化処理し、浄化槽汚泥について汚泥脱水機により、固形分離処理し、脱水汚泥を生成する。その後、後段の三次工程の汚泥焼却は、休止のため、汚泥の一般廃棄物処分許可を有している民間の事業者へ外部委託する。なお、処理の安定性を維持するため、民間の処分業者2社と契約している。詳細は、表9のとおりとする。

③ 三次処理工程の休止

汚泥焼却設備は、令和元年度から完全休止している。また、休止のための廃掃法、大防法等、消防法等の法的手続きは、平成30年度末に完了済みである。詳細は、表10のとおりとする。

表7 共通事項

区分	し尿	浄化槽汚泥
施設名	三島市衛生プラント	
所在地	三島市北沢48-1	
受託者	伊豆総業株式会社	
処理能力	22k1/日	51k1/日
処理計画量	300k1/年	12, 400k1/年

表8 一次処理工程（受入から前処理まで）

区分	し尿	浄化槽汚泥
処理方式	し渣：ドラムスクリーン+し渣脱水機 沈砂：沈砂除去装置	し渣：ドラムスクリーン+し渣脱水機 沈砂：沈砂除去装置
中間生成物	前処理し渣 10.0 t 前処理汚泥 3.2 t	
三次処理工程分	前処理し渣 0 t 前処理汚泥 0 t	
残渣外部搬出分	前処理し渣 10.0 t（三島市清掃センター） 前処理汚泥 3.2 t（株式会社 ミダック）	

表9 二次処理工程（前処理後から脱水まで）

区分	し尿	浄化槽汚泥
処理方式	好気性消化処理	固液分離処理
中間生成物	脱水汚泥 546.0 t	
三次処理工程分		0 t
残渣外部搬出分	脱水汚泥 546.0 t (株式会社ミダック 416.0 t, 株式会社エコ計画 130.0 t)	

表10 三次処理工程（脱水汚泥焼却）

区分	し渣・脱水汚泥
処理方式	焼却処理
処理能力	983 kg/Hr
処理計画量	し渣 0 t 脱水汚泥 0 t
残渣	焼却灰 0 t
残渣搬出先	三島市清掃センター

(3) 場外中間処分

場外中間処分について、表11～13のとおりとする。

表11 三島市清掃センター焼却処分及び最終処分

区分	ゴミ焼却施設
一般廃棄物の種類と数量	前処理し渣 10.0t
施設名	三島市清掃センター
所在地	三島市字賀茂之洞4703他
処理方式	焼却
中間生成物	焼却灰 1.0t
最終処分	埋立て 1.0t

表12 外部中間処理（県内処分） 令和6年12月20日契約済

区分	焼却施設
一般廃棄物の種類と数量	脱水汚泥 416.0t 前処理汚泥 3.2t 計 419.2t
処理業者	株式会社ミダック
施設所在地	静岡県富士宮市山宮3507番地の20
処理方式	焼却処理
処理能力	132t/日
処理期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
残渣の種類と数量	焼却灰 20.0t
残渣処分先	ツネイシカムテックス株式会社

表13 外部中間処理（県外処分） 令和6年12月17日契約済

区分	焼成造粒
一般廃棄物の種類と数量	脱水汚泥 130.0t
処理業者	株式会社エコ計画
施設所在地	埼玉県大里郡寄居町三ヶ山262
処理方式	焼却処理
処理能力	65.8t/日
処理期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
残渣の種類と数量	焼却灰 12.0t
残渣処分先	ツネイシカムテックス株式会社

(4) リサイクル中間処分

リサイクル中間処分について、表14のとおりとする。

表14 外部委託中間処理分の最終中間処理（リサイクル）

区分	焼却施設
処理業者	ツネイシカムテックス株式会社
一般廃棄物の種類と数量	焼却灰 20.0 t (株式会社ミダック分) 焼却灰 12.0 t (株式会社エコ計画分) 計 32.0 t
施設所在地	埼玉県大里郡寄居町三ヶ山250番地1
処理方式	リサイクル 焼却（焼成）・造粒
処理能力	288t／日
処理期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
リサイクル製品	人工砂